

教員各位

大学長 野 村 隆 英

## 藤田学園教員研究助成費に関する取扱指針

藤田学園教員研究助成費の申請、使用、管理などにつきましては次の取扱指針を御熟読の上ご理解くださいますようお願いいたします。

### 申請について

1. 研究経費の配分を受けられるのは専任教員のみです。
2. 備品費は交付金額の 90%以内としてください。
3. 国内旅費は交付金額の 10%以内としてください（ただし、総合医科学研究所の教員の場合は交付金額の 20%以内）。

### 使用について

1. 本研究経費は研究代表者個々への支給です。
2. 研究経費は当該年度内に使用を完了してください。ただし、備品の購入は 1 月までとします（1 月末までに購入がない場合はその費用分は返還となります）。
3. 研究遂行上、費用内訳に大幅な変更が生じる場合は、当該年度 1 月末までに変更届を提出し、許可を得てください。
4. 研究経費を他の経費と併用することは出来ません。
5. 備品費又は修理費が 30 万円以上となる場合は、事前に伺書で許可を得てください。
6. 研究経費の使用にあたっては「藤田保健衛生大学における研究者等の行動規範」及び「藤田保健衛生大学での研究活動における不正行為についてのガイドライン」を御熟読ください。
7. 研究経費の使用に疑義（年度末での消耗品の大量購入、講座・学科内での合併使用など）が生じた場合はヒアリング及び内部監査を実施することがあります。

### 研究報告書の提出

1. 研究報告書は期日厳守にてご提出ください。提出がない場合、次年度の申請を受け付けませんのでご注意ください。

以 上